

○浅口市建設工事総合評価方式試行要領

平成21年6月1日

要領

改正 平成21年9月1日要領

平成22年10月1日要領

平成25年10月1日要領

平成28年6月1日要領

平成28年10月1日要領

平成29年6月1日要領

平成31年3月6日要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浅口市(以下「市」という。)が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)に係る総合評価方式を試行的に実施する場合の方法について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「総合評価方式」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2(令第167条の13により準用する場合を含む。)の規定により、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、建設工事のうち、次の類型に該当する工事の中から、市長が選定する。

(1) 特別簡易型

同種工事の経験、工事成績、技術力等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(2) 簡易型

前号に加え、施工計画等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(3) 標準型

前号に加え、安全対策、交通や環境への影響及び工期の縮減等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(4) 高度技術提案型

前号に加え、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観及びライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(入札手続)

第4条 総合評価方式により入札を行おうとするときは、この要領によるものとし、同要領に規定がないときは、浅口市財務規則(平成18年浅口市規則第47号)、浅口市工事執行規則(平成18年浅口市規則第130号)、浅口市建設工事制限付き一般競争入札実施要領(平成21年9月1日実施)、浅口市電子入札等実施要綱(平成28年浅口市告示第67号。以下「電子入札実施要綱」という。)及び浅口市郵便入札実施要綱(平成28年浅口市告示第70号。以下「郵便入札実施要綱」という。)の規定によるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 市長は、総合評価方式入札を行おうとする場合において、令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めようとするときは、同条第4項(令第167条の13により準用する場合を含む。)及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。)第12条の4の規定に基づき、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による意見の聴取の際に、令第167条の10の2第5項及び施行規則第12条の4の規定に基づき、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 学識経験者の意見聴取は、様式第1号により行うこととする。

(入札時に必要な資料)

第6条 市長は、価格以外のその他の条件について評価を行う際に必要な技術資料(様式第2号)及び関係書類(以下「技術資料等」という。)を入札参加者から提出させることとし、提出された技術資料等は返却しないものとする。

2 提出期限は、入札公告又は指名業者への通知に示す期限までに提出するものとする。

- 3 提出期限以降における技術資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- 4 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(入札の公告)

第7条 市長は、総合評価方式で建設工事に係る一般競争入札を行おうとするときは、入札公告に次の事項を加えて公告するものとする。

- (1) 総合評価方式による旨
- (2) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準
- (3) 提出を求める技術資料等の内容及び提出期限等
- (4) その他必要と認める事項

(入札執行の通知)

第8条 市長は、総合評価方式で建設工事に係る指名競争入札を行おうとするときは、指名業者への通知に次の事項を加えて、通知するものとする。

- (1) 総合評価方式による旨
- (2) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準
- (3) 提出を求める技術資料等の内容及び提出期限等
- (4) その他必要と認める事項

(落札者決定基準)

第9条 市長は、評価基準、評価の方法、その他の基準を内容とする落札者決定基準を定めようとするときは、浅口市工事請負業者等審査委員会規則(平成19年浅口市規則第24号)第1条に規定する浅口市工事請負業者等審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審議を経て決定するものとする。

(評価基準)

第10条 評価基準は、次のとおりとする。

- (1) 評価項目

評価項目は、総合評価方式の種類、対象工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

- (2) 得点配分

各評価項目に対する配点は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

配点の合計は10点から50点までの範囲内で定めるものとする。

- (3) 標準点

技術資料が提出された者に対して標準点を与える。

標準点は100点とする。

(4) 加算点

各評価項目の得点を合計したものを加算点とする。

(評価の方法)

第11条 価格以外のその他の条件の評価に係る総合評価は、標準点に加算点を加えたものを当該入札者の入札価格で除して得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

(落札候補者の決定)

第12条 市長は、次の要件に該当する者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 低入札価格調査において、契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められたこと。

2 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

(入札参加資格の審査)

第13条 市長は、入札公告に示した書類を落札候補者から提出させ、当該落札候補者が入札公告において定めた入札参加資格を満たす者であるかを確認するものとする。

(落札者決定の方法)

第14条 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者として決定するものとする。

2 前項の場合において、落札者を決定しようとするときは、あらかじめ審査委員会の審議を経るものとする。

(入札の無効)

第15条 電子入札実施要綱第17条及び郵便入札実施要綱第14条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、審査及び評価の対象としない。

(1) 提出期限までに技術資料等の全部又は一部を提出しない者がした入札

(2) 提出された技術資料等の全部又は一部に記載漏れがあり、適正な評価がで

きない入札

(3) 提出された技術資料等に虚偽の記載をした者がした入札

(総合評価結果の公表)

第16条 市長は、落札者を決定したときは、遅滞なく技術資料等の評価の結果及び評価値等(様式第3号)を、企画財政部財政課において閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載するものとする。

(苦情申立て等)

第17条 入札に参加した者で落札者とならなかった者は、前条に規定する公表を行った日の翌日から起算して3日(浅口市の休日を定める条例(平成18年浅口市条例第2号)第2条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)以内に、市長に対して落札者として選定されなかった理由の説明要求書(様式第4号)によりその理由の説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(市の休日を除く。)以内に、落札者として選定されなかった者への理由の説明書(様式第5号)により回答するものとする。

(評価内容の担保等)

第18条 請負者の責めにより、契約時における価格以外のその他の条件に係る評価の内容が満足できなかった場合、施工担当課長は、その内容を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、浅口市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱(平成19年浅口市告示第65号)第2条第1項の規定に基づき、審査委員会に、当該請負人の指名停止について諮るものとする。

(技術資料等の取扱い)

第19条 総合評価に関する審査結果を除き、入札参加者から提出された技術資料等については、公表しないものとする。

2 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、市が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、産業財産権等の排他的権利を有する技術提案については、この限りでない。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、総合評価方式の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から実施する。

附 則(平成21年9月1日要領)

この要領は、平成21年9月1日から実施する。

附 則(平成22年10月1日要領)

この要領は、平成22年10月1日から実施する。

附 則(平成25年10月1日要領)

(施行期日)

この要領は、平成25年10月1日から実施する。

(経過措置)

この要領の施行の日の前日までに、浅口市工事執行規則第12条の規定により、一般競争入札を実施する旨の公告又は指名競争入札を実施する旨の通知をした入札案件については、なお従前の例による。

附 則(平成28年6月1日要領)

(施行期日)

この要領は、平成28年6月1日から実施する。

(経過措置)

この要領の施行の日の前日までに、浅口市工事執行規則第12条の規定により、一般競争入札を実施する旨の公告又は指名競争入札を実施する旨の通知をした入札案件については、なお従前の例による。

附 則(平成28年10月1日要領)

(施行期日)

1 この要領は、平成28年10月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、浅口市工事執行規則第12条の規定により、一般競争入札を実施する旨の公告又は指名競争入札を実施する旨の通知をした入札案件については、なお従前の例による。

附 則(平成29年6月1日要領)

(施行期日)

1 この要領は、平成29年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、浅口市工事執行規則第12条の規定により、

一般競争入札を実施する旨の公告をした入札案件については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月6日要領)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日の前日までに、浅口市工事執行規則(平成18年浅口市規則第130号)第12条の規定により、一般競争入札を実施する旨の公告又は指名競争入札を実施する旨の通知をした入札案件については、なお従前の例による。